

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月3日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	中小型株式オープン（SMA専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年5月17日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、全受益権口数を有する受益者から解約の意向を受けたことから、投資信託契約を解約することとなりました。それに伴い、原届出書中の申込期間、信託期間及び最終計算期間に係る記載内容を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> 及び <訂正後> に記載している下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示しています。

## 第一部【証券情報】

## (7) 申込期間

## &lt;訂正前&gt;

2024年 5月18日から2024年11月19日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新され  
れます。

## &lt;訂正後&gt;

2024年 5月18日から2024年6月3日までとします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

#### (2) ファンドの沿革

##### <訂正前>

2009年 1月14日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始  
2012年 4月 1日 本ファンドの名称を「STAM 中小型株式オープン（SMA専用）」から「中小型株式オープン（SMA専用）」に変更  
本ファンドの主要投資対象である「住信 中小型株式 マザーファンド」の名称を「中小型株式 マザーファンド」に変更

##### <訂正後>

2009年 1月14日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始  
2012年 4月 1日 本ファンドの名称を「STAM 中小型株式オープン（SMA専用）」から「中小型株式オープン（SMA専用）」に変更  
本ファンドの主要投資対象である「住信 中小型株式 マザーファンド」の名称を「中小型株式 マザーファンド」に変更  
2024年 6月19日 当ファンドの信託終了（予定）

### 第2【管理及び運営】

#### 1 申込（販売）手続等

##### <訂正前>

（前略）

##### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時（ ）までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、2024年11月5日受付分からは午後3時半までとします。なお、販売会社により受付時限が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

##### <訂正後>

（前略）

##### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時（ ）までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、2024年11月5日受付分からは午後3時半までとします。なお、販売会社により受付時限が異なる場合があります。

ります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドは2024年6月4日以降、取得申込みの受付を停止し、2024年6月19日（予定）に信託を終了します。

（後略）

### 3 資産管理等の概要

#### （3）信託期間

< 訂正前 >

無期限とします。（2009年 1月14日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

< 訂正後 >

2009年 1月14日（設定日）から2024年6月19日（予定）までとします。

#### （4）計算期間

< 訂正前 >

原則として、毎年8月18日から翌年8月17日までとします。（第1計算期間は2009年1月14日から2009年8月17日までとします。）なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

< 訂正後 >

原則として、毎年8月18日から翌年8月17日までとします。（第1計算期間は2009年1月14日から2009年8月17日までとします。）なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2024年6月19日（予定）とします。